

# 高齢者の元気応援ほけん

## ～ 松戸市高齢者ボランティア活動補償制度 ～

松戸市では、これからの超高齢社会の進展に合わせ、介護保険の費用を活用して、高齢者のボランティア活動を支援します。そのため、高齢者のためのボランティア活動を安心して行うことができるように、活動中の万が一のケガや事故に備えるため「高齢者の元気応援ほけん（松戸市高齢者ボランティア活動補償制度）」を導入しました。

この制度では、ボランティア活動に直接参加する方に対してケガの補償が対象になります。ボランティア活動の運営に従事するなど、主体的な立場で活動を行った方に対しては、ケガの補償及び損害賠償の補償が対象となります。（保険料、事前の登録等は不要です。）

### <対象期間>

平成29年4月1日午後4時から平成30年4月1日午後4時までに発生した事故

### 対象となる方

#### ① 高齢者ボランティア活動団体

市内において高齢者（主に65歳以上の者をいう。）を対象としたボランティア活動を行うことを目的に自主的に組織され、市内に主たる活動の拠点を有し、原則として5人以上で構成員の70%以上が本市に住所を有する市民で構成された団体

#### ② 指導者等

高齢者ボランティア活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者（補佐的地位にある者を含む）

#### ③ 高齢者ボランティア活動参加者

高齢者ボランティア活動に直接参加する者（年齢制限なし。）

### 対象となる活動

高齢者ボランティア活動団体が行う介護予防・日常生活支援活動で、◎自主的に、◎無報酬（実費弁償程度の場合も含む。）で、◎継続的・計画的に行う、◎公益性のある活動及び、◎本市が行うこれに類する活動

※ただし、海外における活動、特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利及び自己のために行う活動、職業として行う活動、会員のみを対象とした互助的な各種スポーツ、レクリエーション、趣味、教養、文化等の活動は除く。

① 介護予防・日常生活支援活動

- 介護予防の推進に関する活動
  - ・ リハビリテーション訓練の手伝い
  - ・ 体操指導
  - ・ 習い事指導
- 日常生活に関する支援活動
  - ・ 室内・外回り等の清掃
  - ・ ゴミ出し
  - ・ 洗濯・洗濯物の物干しや取り入れ
  - ・ 布団カバー交換
  - ・ 被服のボタン付
  - ・ 破れ補修
  - ・ 一般的な調理
  - ・ 日用品等の買い物
  - ・ 薬の受け取り
  - ・ 雑草取り
  - ・ 話し相手
  - ・ 移動支援（受診付き添い等）等
- 居場所づくり活動（茶和会など）
- 見守り活動

② 本市の介護予防・日常生活支援総合事業関係

- 介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業の実施団体（指定事業者・委託事業者等）へ登録したボランティア（個人）及びその団体が行う登録要件を満たした活動

**対象となる事故**

- 賠償責任の補償  
指導者等及び高齢者ボランティア活動参加者が高齢者ボランティア活動中の過失により、高齢者ボランティア活動参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故

※無報酬（実費弁償程度の場合を含む。）で行う個人のボランティア活動も対象とする。

#### ■ ケガの補償

高齢者ボランティア活動中（指導者等が定めた集合、出発又は解散場所と高齢者ボランティア活動参加者の住居との通常の経路往復中を含む。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、指導者等及び高齢者ボランティア活動参加者が死亡又は負傷した事故

### 対象とならない事故

#### ■ 賠償責任の範囲外

- ・ 故意による事故
- ・ 戦争、変乱、暴動、労働争議等による事故
- ・ 地震、噴火、洪水、津波その他の自然災害による事故
- ・ 指導者等又はその代理人の故意による事故
- ・ 建物や施設の改築・修理などに起因する事故
- ・ 指導者等及び高齢者ボランティア活動参加者が所有、使用、管理する自動車に起因する事故
- ・ その他保険契約に係る約款等によるもの

#### ■ ケガの範囲外

- ・ 指導者等及び高齢者ボランティア活動参加者の故意による事故
- ・ 指導者等及び高齢者ボランティア活動参加者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ・ 指導者等及び高齢者ボランティア活動参加者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故  
※ただし、日射病・熱射病等の熱中症、細菌性・ウィルス性食中毒による事故を除く
- ・ 指導者等及び高齢者ボランティア活動参加者の医学的他覚所見のない頸部症候群又は腰痛
- ・ 戦争、変乱、暴動による事故
- ・ 地震、噴火、洪水、津波その他の自然災害による事故
- ・ 山岳登山、スキューバダイビングその他これらに類する危険な運動による事故
- ・ その他保険契約に係る約款等によるもの

### 補償の内容

#### ■ 賠償責任の補償

ボランティア活動中に、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊し、法律上の賠償責

任を負う事故。1事故につき補償区分ごとに免責金額（自己負担額）5,000円を超える部分について支払われます。

補償区分		保険金額（限度額）	
賠償 責任 事故	身体賠償	1人	6,000万円
		1事故	2億円
	財物賠償	1事故	100万円
		1事故	100万円

#### ■ ケガの補償

ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した事故。（自宅から活動場所への通常の往復経路も含まれます）

補償区分		保険金額	
傷害 事故	死亡補償金 （事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき）	1人	200万円
	後遺障害補償金 （事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害の生じたとき）	1人	6万円から200万円
	入院補償金 （事故発生の日から180日までの入院を限度とする）	1人（1日）	3,000円
	通院補償金 （事故発生の日から180日までの通院に対し通院日数90日を限度とする）	1人（1日）	2,000円

### 他の保険に加入している場合

補償内容が同様の他の保険契約がある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。独自に保険に加入している場合は、補償内容の差異や保険金額（限度額）をご確認いただき、ご相談ください。

（原則的な考え方）

#### ■ 賠償責任の場合

他の保険に加入している場合で、それぞれの支払責任額の合計が、実際の損害額を超えるときは次のAまたはBの額を支払います。

- ・ A 他の保険契約から保険金が支払われていない場合は、この保険より支払します。

- ・ B 他の保険契約から保険金が支払われた場合は、損害の額から、他の保険契約で支払われた保険金の額を差し引いた残額を支払します。
- ケガの場合  
他の保険契約に関係なく、支払います。

## 事故が起こったら

万が一、ボランティア活動中に事故が発生した場合には、速やかに（概ね30日以内）介護制度改革課または事業所管課へご連絡してください。（事故報告書の様式は市からお渡しします）

- 連絡項目
  - ・ 事故発生の日時 ・ 場所 ・ 状況
  - ・ 被害者の住所 ・ 氏名 ・ 年齢 ・ 電話番号
- 提出書類
  - ・ 事故報告書 ・ 団体の規約または会則 ・ 当日の参加者名簿 ・ 活動の計画書 など

◎事故の状況や活動内容を審査し、高齢者の元気応援ほけん（松戸市高齢者ボランティア活動補償制度）の対象となる活動・事故であると認められた場合には、保険金が支払われます。

## 問い合わせ先

松戸市介護制度改革課 / 電話番号:047-366-4101 / FAX:047-366-4102